

項目	内容
商品名	総合口座
対象となる預金の科目	普通預金、定期預金(「自由金利型定期預金」「自由金利型定期預金(M型)」「期日指定定期預金」「変動金利定期預金」)
ご利用いただける方	個人のお客さまのみ。ただし未成年の方は原則ご利用いただけません。 お1人さま1口座のお取扱いとなります。
お預入期間	対象となる、各預金商品の商品概要説明書をご参照ください。
お預入方法	
お引出方法	
利 息	
適用金利 利息計算方法 利息支払方法	
税 金	
手数料	ありません。
付加できる特約事項	<p>【総合口座当座貸越】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 普通預金の残高を超えて、お支払いのご請求、各種料金等の口座振替のご請求があった場合、総合口座にセットした定期預金(以下「担保定期預金」といいます。)がある場合、不足額について自動的に融資(当座貸越)いたします。 ○ 総合口座の普通預金にご入金があると、自動的に返済されます。 <p>[貸越極度額] 担保定期預金の合計額の90%(ただし1,000円未満は切り捨て)、または200万円のうちのいずれか少ない金額となります。</p> <p>[貸越利率] 担保定期預金の利率(期日指定定期預金の場合には2年以上3年以下の金利、積立式定期預金の場合で、期日指定定期預金で運用する場合は、2年以上3年以下の金利、自由金利型定期預金(M型)で運用する場合は、自由金利型定期預金(M型)の金利)に0.50%を加えた利率となります。 ※複数の担保定期がお預け入れされているときは、貸越利率の低いほうから順に適用されます。</p> <p>[利息計算方法] 毎日の最終貸越残高について、付利最低残高を100円として、1年を365日とした日割り計算をおこないます。</p> <p>[利息支払時期] 毎年2月と8月の当行所定の普通預金利息決算日までの利息を、その翌営業日に総合口座普通預金から払い出し、または貸越残高に組み入れます。担保となる定期預金残高がゼロになった場合、または総合口座の解約時には、その時点で貸越利息をお支払いいただきます。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マル優の適用を受けられる方は、350万円まで非課税枠がご利用いただけます。 ○ キャッシュカードをご利用いただけます。(キャッシュカードをご利用いただくためには、暗証番号のお届けなど、別途お申込みが必要です。) ○ 給与、年金などの自動受取口座、公共料金、各種料金などの自動支払口座としてご利用いただけます。(ご利用にあたってはお手続きが必要です。)
当行が契約している指定紛争解決機関	<p>苦情処理及び紛争解決として一般社団法人全国銀行協会をご利用できます。本商品にかかる問題等が解決しない場合は、下記にご相談、ご照会ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座は、「総合口座規定」によりお取り扱いいたします)ご希望の方は、窓口でお申し付けください。 ・総合口座の対象となる預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
金利情報の入手方法	・金利は窓口へご照会いただくか、ちば興銀のホームページをご覧ください。